

西 監 第 1 0 8 号  
令和 7 年 9 月 1 7 日

西 条 市 長                    高 橋 敏 明   殿  
西 条 市 議 会 議 長        川 又 由 美 恵   殿

西 条 市 監 査 委 員    日 野   徳 久  
西 条 市 監 査 委 員    徳 増   竜 伍  
西 条 市 監 査 委 員    高   橋   保

令和 7 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年7月15日から令和7年8月25日まで
- (2) 聴取日 令和7年8月25日

## 2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

## 3 監査の対象

- ① 政策企画課      ② 未来共創課      ③ 秘書課      ④ シティプロモーション推進課      ⑤ 危機管理課
- ⑥ 農水振興課      ⑦ 林業振興課      ⑧ 農林土木課      ⑨ 国土調査課

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

## 5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。  
監査の概要については、次のとおりである。

## 監 査 の 概 要

### 第 1 政策企画課

#### 1 主な事務事業

- |                                     |                               |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。            | (5) 総合教育会議に関すること。             |
| (2) 市政の基本方針及び重要施策の総合企画及び総合調整に関すること。 | (6) 政策及び施策の調査研究に関すること。        |
| (3) 広域行政、知事陳情、市町村合併に関すること。          | (7) 地方創生施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 |
| (4) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。 | (8) 地域創生センターに関すること。           |

#### 2 職員の配置状況

令和 7 年 6 月末現在 8 人、係別の配置状況は次のとおりである。

|        |     |     |     |       |                     |
|--------|-----|-----|-----|-------|---------------------|
| 副部長兼課長 | 1 人 | 副課長 | 1 人 | 政策企画係 | 3 人（副課長含む。）         |
|        |     |     |     | 地域創生係 | 4 人（1 人任用職員（フルタイム）） |

### 第 2 未来共創課

#### 1 主な事務事業

- (1) SDGsの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) デジタル化施策に係る総合的な企画、推進及び調整に関すること。
- (3) マイナンバー制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

#### 2 職員の配置状況

令和 7 年 6 月末現在 6 人、係別の配置状況は次のとおりである。

|    |     |     |     |       |             |
|----|-----|-----|-----|-------|-------------|
| 課長 | 1 人 | 副課長 | 1 人 | 未来共創係 | 5 人（副課長含む。） |
|----|-----|-----|-----|-------|-------------|

#### 3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

##### (1) 西条市DXおくやみ窓口委託業務

- ア 業務委託契約条項について、決裁伺い回議書添付の条項と契約書の条項に異なる規定があるがなぜか。
- イ 決裁時と契約時で条項の整合性確認を怠ったことが原因である。当該箇所については、速やかに修正を行う。
- ウ 関係書類の確認の徹底により、適正な事務の執行に努められたい。

### 第3 秘書課

#### 1 主な事務事業

- (1) 市長及び副市長の秘書及び渉外に関すること。
- (2) 市長会及び副市長会に関すること。
- (3) 記者クラブに関すること。

#### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人                      秘書係 6人（内2人任用職員（パート月給））

#### 3 指摘事項等の概要

##### (1) 貸切バス借上業務について

- ア 令和6年4月から運転手の働き改革やバス運賃・料金の上昇も考慮して予算計上していると思われるが、設計金額はどのように積算しているのか。
- イ 入札（見積）参加登録業者名簿に記載されている業者から参考見積を徴取し積算している。
- ウ 予算不足等生じることのないよう、適切な事務処理に努められたい。

### 第4 シティプロモーション推進課

#### 1 主な事務事業

- |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 都市ブランド施策の企画、推進及び総合調整に関すること。 | (5) 広報紙及び庁内報の編集発行に関すること。        |
| (2) 広報活動に関すること。                 | (6) 市勢要覧の編集発行に関すること。            |
| (3) 各種情報収集及び発信に関すること。           | (7) 市民の要望、苦情、陳情の窓口及び総合調整に関すること。 |
| (4) 行政情報の提供に関すること。              | (8) 広聴活動、住民の意向把握に関すること。         |

#### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

|       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 課長 1人 | 副課長 1人 | シティプロモーション推進係長兼若年活躍支援係長 1人     |
|       |        | シティプロモーション推進係 3人（内1人若者活躍支援係兼務） |
|       |        | 若年活躍支援係 2人（内1人シティプロモーション推進係兼務） |
|       |        | 広報係 3人（副課長含む。）                 |
|       |        | 広聴係 2人                         |

#### 3 指摘事項等の概要

##### (1) 西条市まちづくり・にぎわい創出に係る情報発信委託業務ほか1業務

- ア 当該契約書は印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。第2号文書であるならば、貼付の金額は適正か。
- イ 印紙税法別表第一課税物件表第2号の文書に該当する。速やかに委託業者にその旨を伝え、適切な金額の収入印紙を貼付する。
- ウ 関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

## 第5 危機管理課

### 1 主な事務事業

- (1) 危機管理、防災計画及び国民保護に関すること。
- (2) 自主防災組織に関すること。
- (3) 災害時の関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害時相互応援協定に関すること。
- (5) 水防計画に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 災害対策本部の設置及び実施に関すること。
- (7) 防犯に関すること。
- (8) 交通安全の保持、交通事故相談に関すること。
- (9) 交通安全対策会議その他関係団体等に関すること。
- (10) 災害予防に関すること。
- (11) 自衛官募集に関すること。
- (12) 市民の安全に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在14人、係別の配置状況は次のとおりである。

|        |    |     |    |        |                                  |
|--------|----|-----|----|--------|----------------------------------|
| 副部長兼課長 | 1人 | 副課長 | 1人 | 危機管理係  | 6人(内1人任用職員(パート月給))               |
|        |    |     |    | くらし安全係 | 6人(内1人任用職員(パート月給)、3人任用職員(パート時給)) |

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 再送信子局バッテリー取替修繕ほか

- ア 修繕期間の完了日が未到来であるにもかかわらず、受託者の押印のある完了届が綴られているのはなぜか。それとも、修繕完了しているのか。
- イ 完了届の内容に誤りがないかどうかを事前に確認するため、完了届を綴っていた。今後は確認方法を改める。
- ウ 事務処理に疑義の生じることのないよう、適正な事務処理に努められたい。

## 第6 農水振興課

### 1 主な事務事業

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 農業構造改善等に関すること。
- (3) 農業の制度資金融資に関すること。
- (4) 総合6次産業都市の推進に関すること(農業部門)。
- (5) 農村環境改善センター等の統括管理に関すること。
- (6) 漁業の振興に関すること。
- (7) 水産業の制度資金融資に関すること。
- (8) 水産動植物の増殖対策に関すること。
- (9) 漁港の整備に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在18人、係別の配置状況は次のとおりである。

|    |    |     |    |         |                                             |
|----|----|-----|----|---------|---------------------------------------------|
| 課長 | 1人 | 副課長 | 2人 | 農業振興係   | 12人(内1人任用職員(パート月給)、2人任用職員(パート時給))、1人副課長含む。) |
|    |    |     |    | 漁業振興係   | 2人                                          |
|    |    |     |    | 農地集積促進係 | 3人(内1人任用職員(パート月給)、1人副課長含む。)                 |

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 令和5年度畜産配合飼料価格高騰対策支援事業

- ア 当該事業に係る額の確定通知について、受付等事務手続をしていないのはどうか。
- イ 受付漏れであり、即時訂正を行った。
- ウ 適正な事務処理に努められたい。

## 第7 林業振興課

### 1 主な事務事業

- (1) 林業の振興に関すること。
- (2) 林業構造改善等に関すること。
- (3) 保安林の指定、解除、改良等に関すること。
- (4) 市有林等の統括管理に関すること。
- (5) 森林法に基づく火入れの許可に関すること。
- (6) 立木の伐採に関すること。
- (7) 有害鳥獣駆除等の許可に関すること。
- (8) 庄内財産区及び入会山組合の統括管理に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在6人、係別の配置状況は次のとおりである。

|    |    |     |    |       |    |
|----|----|-----|----|-------|----|
| 課長 | 1人 | 副課長 | 1人 | 林業振興係 | 4人 |
|----|----|-----|----|-------|----|

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 森林体験ツアー開催事業（合併20周年記念事業）実施委託業務

- ア 仕様書に「昼食代として1名あたり1,000円程度とし」とあるが、当該負担金の徴収はどのようにしたのか。私人委託に該当しないのか。
- イ 参加者の昼食代は委託業者が集金し、直接昼食提供者に支払っており、私人委託には該当しないと考えている。
- ウ 事務処理に疑義が生じることがないように、適正な事務処理に努められたい。

## 第8 農林土木課

### 1 主な事務事業

- (1) 農林土木事業に関すること。
- (2) 国営及び県営土地改良事業の推進に関すること。
- (3) 土地改良法に基づく事業等に関すること。
- (4) 治山、治水に関すること。
- (5) 農林土木災害復旧事業に関すること。
- (6) 農林土木関係施設の統括管理に関すること。
- (7) 県営治山林道事業の推進に関すること。
- (8) 林道の計画、調査、施工等に関すること。
- (9) 農業用ダムに関すること。

### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在11人、係別の配置状況は次のとおりである。

|    |    |         |                    |
|----|----|---------|--------------------|
| 課長 | 1人 | 農林土木計画係 | 2人                 |
|    |    | 農林土木事業係 | 3人                 |
|    |    | 農林土木管理係 | 5人（内2人任用職員（パート月給）） |

### 3 指摘事項等の概要

#### (1) 手数料業務関係全般に係る指摘事項

- ア 契約書の契約金額は、消費税及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含んだ総額の表示となっている。契約書添付の書類では、消費税等相当額込みの金額であることや、消費税等相当額がいくらかも不明である。契約金額の表示は適切か。
- イ 契約金額（うち消費税等相当額）の表示に改め、適切な事務処理に努める。

## 第9 国土調査課

### 1 主な事務事業

(1) 国土調査に関すること。

### 2 職員の配置状況

令和7年6月末現在5人、係別の配置状況は次のとおりである。

|    |    |       |                    |
|----|----|-------|--------------------|
| 課長 | 1人 | 国土調査係 | 4人（内1人任用職員（パート月給）） |
|----|----|-------|--------------------|